

# フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理 における実質的正義

井 原 宏

## 1 はじめに

グローバル企業（伝統的な呼び方では多国籍企業）は、その子会社を通じて海外の国々において多様な事業活動を展開しており、その事業活動の効果も広範囲に及んでいる。グローバル企業の事業活動が盛んになるに従い、その海外子会社、とりわけ発展途上国に所在する子会社の従業員や地域住民が当該事業活動によって被害を受ける例が多く報告されている。被害者である従業員や地域住民は、子会社が所在する国の裁判所では十分な救済が得られないとして、親会社に対してその所在国の裁判所に訴えを提起するのが通常である。この場合アメリカやイギリスに所在する親会社は、その本拠地の裁判所の管轄に服することを嫌って、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス（forum non conveniens, 不便法廷）を根拠に当該訴えの却下を申し立て、裁判所もこれを受け入れる例が多い。

フォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理とは、人的管轄権および法廷が適切であっても、訴え却下が当事者の便宜および正義の目的に資するときは、裁判所が当該訴えを却下することを認めるコモンローの法理である<sup>(1)</sup>。フォーラム・ノン・コンヴィニエンスの理論的根拠は、原告が被告を苦しめるために裁判所の権限に訴えることを阻止することであるといわれる。訴訟当事者が裁

判所の管轄内にあるとしても、裁判所は、原告が単に被告を悩ませるために不便宜な法廷を使用しようとしていると信じる場合、または訴訟原因が裁判所の受け持つ地域社会と何ら関係を有しない場合には、当該訴えを却下することができる<sup>(2)</sup>。つまり、そのような場合に裁判所に貴重な司法的資源を使うように強いることは司法制度の濫用であり、裁判所は、より便利かつ公正な法廷が存在するならば、事件を却下するべくフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理を適用すべきことになる。

このように裁判所がフォーラム・ノン・コンヴィニエンスであるとして訴えを却下する場合、その判断基準はどのようなものであろうか。本稿では、アメリカ法の下における裁判例をベースとして、イギリスの裁判例も加えて、判例法上のフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理の構造を分析し、裁判所の判断基準を構成する要素を検討する。とりわけ原告である発展途上国における被害者の救済の観点から、最近のアメリカとイギリスの裁判所における動向を踏まえて、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理の意義と限界を考察する。

## 2 アメリカ法におけるフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理とその展開

### (1) アメリカの裁判所によるフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの判断基準

#### (a) *Gulf Oil Corp. v. Gilbert*, 330 U.S. 501 (1947)

1946年、連邦最高裁判所は、このようなフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理を *Gulf Oil* ケースにおいて初めて確立した。

*Gulf Oil Corporation* (*Gulf*) は、バージニアの *Gilbert* に過失のある方法で油を引き渡した結果、爆発と火災を引き起こした。*Gilbert* は、365,529.77ドルに加えて火災の日からの費用と金利を損害賠償として請求する訴えを提起し

た。Gulf はニューヨーク州における手続に服する義務があり、また Gilbert は、バージニア州の陪審員が請求金額に驚くであろうと思ったので、Gulf をニューヨーク州で訴えることとした。

連邦地方裁判所は、ニューヨーク州法を適用し、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスに基づいてこの異州籍訴訟 (diversity action) を却下した。第2巡回区連邦控訴裁判所はこれを覆したが、連邦最高裁は、さらに控訴審の判断を覆して以下のように判示した。

フォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理は裁判所の裁量によるが、第一審はその適用に際しては三つの要素を検討しなければならない。すなわち、第一審は、第一に、他の適切な法廷が存在するかどうか、第二に、訴訟当事者の私的な利益、第三に、訴訟に影響する公的な利益を比較しなければならない。つまり、裁判所は、その法理の分析において公的利益と私的利益のメリットとデメリットを衡量する必要がある。ここで私的利益とは、①証拠へのアクセスの容易さ、②出頭を好まない証人を出頭させる強制力、③証人が出頭するコスト、④現場を視察する可能性、⑤判決の執行力であり、そして連邦最高裁は、第一審が訴訟の審理を容易に、迅速にかつ安価にするその他実際的な問題すべてを考慮すべきであると述べている。また、公的な利益とは、①訴訟における現地の利益、②裁判所に対する訴訟運営上の負担、③当該訴訟を対象とする州法を有する本拠地に法廷があるかどうかである。

このようにして連邦最高裁は、公的および私的利益からなる比較衡量スト (balancing test) を編み出し、このテストがフォーラム・ノン・コンヴィニエンスによる却下が適切かどうかを決定する際し裁判所を導くべきこととした。そして連邦最高裁は、これらの要素のバランスが大きく被告に傾いていないならば、原告の法廷の選択は妨害されるべきではないと判示して、原告に有利な推定をつくり出したのである。

しかし、連邦最高裁は、明白な基準は存在しないと述べているように、この

法理に基づく却下の裁定を正当化する特定の基準や環境をリストアップしようとしたのではない。代わりに、上記のような私的利益と公的利益の比較衡量テストをガイドラインとして定めたのである。つまり、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスを決定するための正確な要素をつくり上げることを拒否したことは、第一審に高度の裁量権を委ねたことになる。このように特定のテストを公式化しようとしないう姿勢があいまいで操作可能な現代のフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理を形づくるに至ったといえる。その結果、第一審によっては非常に類似する事実関係について異なる結論に達するという可能性が生じることになる<sup>(3)</sup>。

さらに、連邦最高裁は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスのケースにおける上訴審の審査基準も明瞭に述べており、第一審が原告による裁判所の権限濫用についての最良の裁定者であるとして、上訴審は裁量権を濫用した第一審の決定のみを覆すべきであると判示している。すなわち、第一審が類似の事実関係について異なる結果に達しても、上訴審は、裁量権の濫用が生じていないならば、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスに基づく却下を覆さないことになる。

*Koster v. Lumbermens Mutual Casualty Co.*, 330 U.S. 518 (1947) においても、連邦最高裁判所は、便宜さのバランスが被告に傾いているという第一審の結論に同意して、当該訴訟を却下する決定を確認した。

(b) *Piper Aircraft Co. v. Reyno*, 454 U.S. 235 (1981)

*Gulf Oil* ケースにおける連邦最高裁の判決に対応して、議会は、1948年に法廷の移送に関する規定(1404条a項)を制定し、「当事者と証人の便宜さのために、そして正義のために、地方裁判所は、いかなる民事訴訟もそれが提起されたであろう他の地裁または支部へ移送することができる」と定めた<sup>(4)</sup>。したがって、裁判所は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスの理由で却下しなければ

ならなかった場合よりもこの規定の下で移送する大きな裁量権を与えられたことになる。これによって、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスによる却下の可能性は連邦裁判所においてはもはやはないようにみえたが、本規定は、代替法廷が他の連邦地方裁判所であるときのみ適用される。連邦最高裁は、代替法廷が外国にある場合には、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理を適用したのである。

Piper Aircraft ケースにおける事件の対象は、アメリカの会社によってアメリカで製造された飛行機であり、当該飛行機はイギリスの会社によって所有・維持されていたが、スコットランドの航空管制官に従ってスコットランドの会社によって運営されていた。スコットランドにおける衝突によって数人が死亡し、アメリカの製造業者 Piper Aircraft Company (Piper) に対してカリフォルニア州で訴訟が提起された。

Piper の申し立てに基づき、事件はペンシルバニア中部地区連邦地方裁判所へ移送された後、連邦地裁は、訴訟当事者の便宜さに影響する私的利益の要素と法廷の便宜さに影響する公的利益の要素を比較衡量した。連邦地裁は、代替する法廷がスコットランドに存在することを見だし、そして原告の法廷の選択は通常大いに尊重するに値するが、原告が米国市民や居住者でない場合、とりわけ外国市民が、米国の市民や居住者の保護のために定められたより自由な不法行為のルールから便益を得ようとする場合には、原告の選択はそれほど尊重に値するわけではないと述べている<sup>(5)</sup>。公的利益の分析において、連邦地裁は、本件がペンシルバニア州で審理された場合には、Piper にペンシルバニア法、プロベラ製造業者の Hartzell にはスコットランド法が適用され、陪審員に複雑さと混乱を引き起こすことになり、審理には巨額のコストと時間の浪費を要するとして、連邦地裁にとっては関心がないがスコットランドにとっては大きな利害のある論争のために、米国市民に陪審の義務を負わせることは不公平であると断じた。

第3巡回区控訴裁判所は、代替法廷の法が原告にとって有利でない場合には、訴え却下は適当ではなく、公的利益の要素はアメリカにおける裁判を選んでいると判断し、連邦地裁がGulf Oilケースの分析において裁量権を濫用したとして、その判決を覆した。

連邦最高裁判所は、控訴裁判所が法の変更の可能性にあまりに重きを置きすぎると批判して、控訴審の判決を覆した。Gulf Oilケースにおいて述べたように、裁判所が抵触法および外国法における問題を解くことを要求される場合には、公的利益の要素は訴え却下の方へ指さすと最高裁は言及し、そして却下を許さなければ、米国への訴訟の流れの増大を引き起こし、すでに込み合った裁判所をさらに混雑させることになるというおそれを表明している。

本ケースは、バランスが大きく被告に傾いていないならば、原告による法廷の選択は妨げられるべきではないと判示するGulf Oilケースに対して、原告がアメリカ市民または居住者でない場合には、原告の法廷選択は重きをなさないという変更を加えたことになる。つまり、原告が自国の法廷を選択する場合、裁判所はこの選択が便宜さの目的に適うと推定するが、この推定は、外国の原告を取り扱う場合には、より合理性の少ないものとされるのである。

したがって、現代のフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理の適用においては、外国の原告による法廷選択は、アメリカ系グローバル企業に対する訴訟において不便宜さの推定に直面することになる。しかし、柔軟性がフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの吟味にとってきわめて重要であるという連邦最高裁の言明を考慮すれば、本ケースにおけるこのような不便宜さの推定の根拠は弱いと考えられる<sup>(6)</sup>。

本ケースにおいて、原告は率直に、より有利な手続規則と損害賠償額の認定を利用するためにアメリカにおいて訴訟を提起したことを認めている。連邦最高裁は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理の背後にある動機が訴訟の効率性と便宜性を促進するという伝統的ポリシーにあると表明し続けている

が、アメリカの裁判所によって提供される手続上の有利性を利用しようとする外国の原告によって提起された国際訴訟におけるフォーラム・ショッピングを制限する意図も示している<sup>(7)</sup>。この観点からは、本ケースが初めて、国際的なフォーラム・ショッピングの問題に取り組んだということができる。

ところで、本ケースにおいて、連邦地裁の分析が合理的であると支持し、より有利でない実質法というだけでは訴え却下を禁ずる理由としては十分でないと連邦最高裁は判示したが、法の不利な変更がフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの検討において考慮されるべきでないといっているのではなく、代替法廷によって与えられる救済が明らかに不適切または不十分でほとんど救済がないというのであれば、法の不利な変更の実質的な重さが置かれると連邦最高裁は明言している。しかしながら、連邦最高裁は何が明らかに不適切または不十分な救済については正確に言明していない。

(c) *Dow Chemical Co. v. Castro Alfaro*, 786 S.W. 2d 674 (Tex. 1990)

各州の裁判所におけるフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理は、いくらかの変更はあるものの、上記の *Gulf Oil* および *Piper Aircraft* の両ケースにおいて明瞭に表現された連邦の基準に一般的に従っている。しかし、テキサス州最高裁判所はこの傾向に対する著名な例外を本ケースにおいて提供した。

コスタリカのバナナ農園の労働者達は、*Dow Chemical Co.* (*Dow*) と *Shell Oil Company* (*Shell*) によって製造された殺虫剤に晒されたために不妊症になったとして、テキサス州の裁判所に訴えを提起した。傷害はコスタリカで生じたが、原告は、問題の化学薬品に関する書類と証人がテキサス州にあると申し立てた。

これに対して *Dow* と *Shell* は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスに基づき訴え却下を申し立てた。第一審は、管轄を有するにもかかわらずその申し立てを認めたが、控訴裁判所はそれを覆した。

テキサス州最高裁判所は、控訴審の判断を確認し、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスは、テキサス州不法死亡法（Texas Wrongful Death Act）によって廃止されており、この法の下に提起された不法死亡または身体傷害の訴えに適用されないと判示したのである。

フォーラム・ノン・コンヴィニエンスによる訴え却下は、グローバル企業をその不法行為に対する責任から遮断することになる。民事責任の脅威は会社の不法行為に対する最も効果的な抑制であるが、かかる却下はこの脅威を取り除くことになると最高裁は懸念する。また、Gulf Oil ケースにおいて明瞭に表現された公的利益および私的利益は、公正と便宜さを促進しなかったとされ、Gulf Oil ケース以来展開されてきたこの法理が批判されている。

さらに、Gulf Oil ケースにおいて述べられた私的利益は、交通と通信の進歩に照らしてほとんど関係なくなった、そしてこれらの進歩が事故の発生地から遠く離れた場所で公判を開くことをより便宜にしていると最高裁は断じたのである。

最高裁は、また、訴え却下の場合の前提として代替法廷が存在するけれども、その法廷で原告は救済をしばしば拒否されるのが現実であり、本ケースの場合、原告がコスタリカでその傷害に対して損害を回復できる最高額は1,080 ドルであろうと却下の結果を推定している。

## （2）フォーラム・ノン・コンヴィニエンスの存在意義と機能

### （a）フォーラム・ショッピングの是非

フォーラム・ショッピングの最大の問題は、原告が法制度の抜け穴を探すことを認めることである。裁判所がフォーラム・ショッピングを認めることによって、原告は、法廷の決定についてより大きなコントロールをもつので、被告に対して不当に有利な地位を得ることになる。単に特定の法廷を選択することによって、原告が劇的に異なる結果を確保する場合には、法制度は恣意的なもの



となり、基本的な正義を遂行することに無関心であるように見える<sup>(8)</sup>。

一方、フォーラム・ショッピングの擁護者は、例えば次のように述べる<sup>(9)</sup>。

①原告の回復のチャンスを増やすことによって、潜在的な原告が救済を見つけるために裁判所に頼ることを促すことができる。②フォーラム・ショッピングは、他に頼るものをもたない被害者に救済を提供することができる。③フォーラム・ショッピングは原告に有利となるので、裁判所はフォーラム・ショッピングを思いとどまらせる必要がない。④フォーラム・ショッピングは原告に戦術的な有利さを与えるが、被告にとって有利な他の法制度の側面がそれを相殺できる。⑤訴訟の運営コストを最小限にする法廷を選択することによって、原告は双方の当事者に便益を与える。⑥原告がより効率的な実質的ルールを提供する法廷に頼る、あるいは連邦巡回区裁判所のような特別の専門的知識をもつ裁判所に訴える場合、フォーラム・ショッピングは効率的な結果を生むに至る。

これに対して、とりわけ国際的なフォーラム・ショッピングについては、以下のような批判がなされる。①フォーラム・ショッピングは法の適用についての予測可能性をより低下させることによって、いかなる法のルールが当該行為を支配するかを判断するために企業が資源を浪費することになり、非効率が生じる。②未知の犠牲者の住所やその他の法選択の要素を事前に特定することが困難なことから、当事者は高い情報コストに直面する。③フォーラム・ショッピングの可能性は当事者が法廷の選択について争うことを促し、これによって資源が浪費される。④原告には非友好的だが、実質的に効率的な法を回避することを原告に許すことによって、フォーラム・ショッピングは非効率性を促進する。

#### (b) 国際的フォーラム・ショッピングに対する抑制

Gulf Oil ケースにおいて述べたように、アメリカの裁判所における原告よる法廷選択についての有利な推定と相まって、法廷選択における柔軟さは、グロー

バル企業に対して損害賠償を求める原告にとって、アメリカをきわめて魅力的な法廷とした。このようにアメリカにおいてフォーラム・ショッピングが容易となってくるに従い、交通・通信面の技術進歩と国境を越える企業の事業活動の進展は、原告がグローバル企業に対してアメリカで訴訟を提起する国際訴訟の数を劇的に増加させた。その結果、人的管轄権の拡大と増加するフォーラム・ショッピングは、原告の法廷選択に対して何らかの制限を設ける必要性をもたらすに至った。連邦最高裁判所は、この問題に対して人的管轄権を縮小させることによってではなく、伝統的なフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理にとびついて、フォーラム・ショッピングの機会を減少すべしという現代の要請に応ずるようにこれを拡大したのである<sup>(10)</sup>。

ところで国際的なフォーラム・ショッピングを抑制する有効な方策は他に考えられるであろうか。Piper Aircraft ケースにおける連邦最高裁は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスの分析において、法選択 (choice of law) の問題に特別の注意を払っており、外国法の適用を意味する法選択の問題が訴えの却下に有利に働くという Gulf Oil ケースにおいてなされた判断を再び述べている。このような法選択の問題と関連させることも一つの考え方であるが、これは裁判所がフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理の適用に当たって考慮すべき要素の一つにすぎないと考えられる。外国の原告は、実質法よりも手続法のためにアメリカの裁判所に引きつけられるのであり、裁判所は実質法の適用を決定するために法選択のルールを用いるにすぎないのであって、実質法のためにフォーラム・ショッピングを思いとどまらせるように仕立てた法選択のルールであってもアメリカの裁判所における国際的フォーラム・ショッピングの問題を効果的にコントロールすることにはならない<sup>(11)</sup>。

裁判所は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理の柔軟さのゆえに、国内訴訟における自由な司法的ルールの効率性を損なうことなく、国際的なフォーラム・ショッピングを制限することが可能である。憲法上の要求に反す

ることなく、あるいは多くの先例を覆すことのない効果的な方策を他に見いだすことは困難であり、裁判所はフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの柔軟なアプローチ、つまり最適の法廷を決定するに当たり関連する要素を比較衡量することを認める方法を維持すべきことになる<sup>(12)</sup>。

### 3 アメリカ・イギリスの裁判所における最近の動向

#### (1) アメリカの裁判所の判断基準

##### (a) Gabriel Ashanga Jota v. Texaco Inc., 157 F.3d 153 (2<sup>nd</sup> Cir. 1998)

エクアドルの Oriente 地域の住民、主として先住部族は、1993年、Texaco Inc. (Texaco) による当該地域の油田の掘削から生じた環境および人的損害の損害賠償を求めて Texaco に対してニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴えを提起した。原告達は、Texaco が1964年から1992年までエクアドルにおける油田掘削の間エクアドルとペルーの雨林と河川を汚染した、とりわけ採掘過程の有毒な大量の副産物について、空の井戸に汲み戻すという当時の産業基準に反して不当にそれらを現地の河川に流した、そして有害物質を焼却する、ごみ処理地に直接埋め立てる、現地の汚い道路に撒き散らすというような不適切な有害物質の除去手段をとったと主張した。Texaco は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス、国際礼讓などを根拠として原告の訴えを却下するよう申し立てた。

Texaco は、もっぱら子会社 Texaco Petroleum Company (TexPet) を通じてエクアドルにおける油田掘削に参加し、TexPet と Gulf Oil が対等に所有するコンソーシアムのために1965年に掘削を開始した。石油は1969年 Oriente で発見され、コンソーシアムによって汲み出された。1974年エクアドル政府は、PetroEcuador として知られる国営石油公団を通じてコンソーシアムの株式の

25%を所有し、1992年にはPetroEcuadorがコンソーシアムの唯一の所有者となった。

連邦地裁は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスおよび国際礼譲を理由として原告の訴えを却下した。連邦地裁における審理において、エクアドル政府は本ケースに対するアメリカの管轄に反対する意見書を提出していたが、その後エクアドルにおける選挙およびその結果としての行政の変化により、エクアドルは主権免除を放棄し、アメリカ連邦地裁の管轄に同意するに至った。

第2巡回区控訴裁判所は次のような判断を下して連邦地裁の判決を破棄、差し戻したのである。連邦地裁のフォーラム・ノン・コンヴィニエンスによる却下は、少なくとも本件訴訟の目的のためエクアドル裁判所の管轄に服するとのTexacoの約束がなければ不適切である。さらに、連邦地裁は他のケース<sup>(13)</sup>に単に依存するよりもそれから独立してフォーラム・ノン・コンヴィニエンスに関連する要素を今一度比較衡量すべきである。連邦地裁の国際礼譲による却下もTexacoがエクアドルの管轄に服することを要求する条件がなければ誤っており、エクアドルの本件訴訟に対する姿勢が変化した状況に照らして、連邦地裁は国際礼譲問題を再考慮すべきである。

(b) *Martinez v. Dow Chemical Company*, 219 F. Supp. 2d 719 (E.D. La. 2002)

コスタリカ、ホンデュラス、フィリッピンのパナナ農園の労働者として働いた原告達は、Dowほかの化学会社が製造し農園で使用された化学薬品により不妊になったとして、ルイジアナ東部地区連邦地裁に訴えを提起した。被告会社はフォーラム・ノン・コンヴィニエンスによる訴え却下を主張した。連邦地裁は以下のような判断を下した。

フォーラム・ノン・コンヴィニエンスによる訴え却下を主張する被告は、まず代替法廷が存在しうること、次いでその法廷が適切であることを証明しなければならない。私的利益および公的利益の比較衡量に基づいて代替法廷はより

便宜であるから、訴えの却下が適切であるということを被告は証明する必要がある。

①コスタリカ法廷。原告が適格な管轄を有する他の法廷に最初に訴えを提起した場合は、コスタリカ法は当該訴えに対する管轄をコスタリカ法廷から奪っているため、コスタリカには代替法廷が存在しえないと原告は主張した。これに対して被告は関連するコスタリカ民事手続法について異なる解釈を主張した。連邦地裁によれば、コスタリカ民事手続法 31 条は、1つの訴訟に対し2以上の裁判所が管轄を有する場合、当該訴訟は原告の要請に最初に応じた法廷により審理されるべきと規定している。したがって、原告が被告に対して本法廷に訴訟を提起した時、コスタリカ法廷は当該 31 条によってその訴訟提起の日付で本訴訟のための管轄を奪われたのである。

代替法廷としての適切さについては、コスタリカはラテンアメリカにおいてより独立した、進んだ司法システムをもつ国の一つであると連邦地裁は判断している。

②ホンデュラス法廷。原告は、コスタリカの場合と同様に原告による最初の法廷選択を尊重する専制的管轄ルール (preemptive jurisdiction rule) により、原告の連邦地裁への最初の訴訟提起がホンデュラス法廷から管轄を奪ったため、ホンデュラス法廷は原告の訴えに対して管轄を及ぼすことはできないと主張した。被告は判例に従いホンデュラス法廷が代替法廷として存在し、適切であることを主張した。連邦地裁は、ホンデュラス法を吟味してホンデュラス法に具体化された専制的管轄ルールはコスタリカ法におけるよりも厳格であると評価した。すなわち、原告が外国法廷の命令により国内法廷に訴えることを強制される場合には、自発的かつ真正の意思が欠如しているため、当該訴訟によりその国に管轄は生じえない。被告の住所における原告の訴訟提起の選択は他の場所における訴訟提起の選択を排除する。また、ホンデュラスの原告は労働法の下における1年の出訴期限により時間的な禁止を受けるため、ホンデュラスは

代替法廷としては排除される。

代替法廷としての適切さについては、連邦地裁はコスタリカと比較して原告の訴訟にとって不適切であると判断した。アメリカ国務省の報告書によれば、ホンデュラス憲法上は独立の司法組織が定められているが、司法組織は、人材と施設が貧弱で、しばしば非効率であり、外部の影響を受けている。すなわち、司法組織は予算不足に悩まされ、低賃金と内部コントロールの欠如は法執行役人への賄賂を生み、民事法尋問システムは非効率かつ不透明であり、強力な特別利益集団が影響を及ぼし、法廷においてもしばしばはびこっている。

③フィリッピン法廷。原告が他の場所で最初に訴訟を提起することを選択した場合、フィリッピン法はフィリッピン法廷から管轄を奪っていると原告は主張した。被告は、外国の管轄において最初に提起された訴訟はその後フィリッピンにおいても提起することができると主張した。連邦地裁は、本法廷に最初に訴訟が提起されたので、同じ請求について原告がフィリッピンで訴訟を提起することは専制的管轄により禁止されると判断した。さらに、第一審裁判所の民事訴訟手続規則によれば、原告の訴訟がその後フィリッピンで提起されたとしても時間的に禁止されているものとして却下される。

代替法廷としての適切さについては、アメリカ国務省の報告書によれば、フィリッピン憲法上は司法組織の独立が定められているが、司法組織は腐敗と非効率に悩まされている。個人的な結びつきは役人がデュープロセスと平等な正義を達成することを危うくし、金持ちで影響力のある違反者が刑罰を免れる結果となっている。裁判官と検察官は給料が低く、仕事の抱えすぎで、腐敗に染まりやすく、金持ちや有力者の影響を受けがちであり、デュープロセスと平等な正義を提供できない。裁判所は事件処理が滞り、限られた資源しかなく、裁判官不足である。審理の長期の遅滞は普通のことである。したがって、フィリッピン裁判制度の現状に照らして、原告は訴訟追行において基本的な公正さを否定されるという実際のリスクがある。

このように判断して、連邦地裁は、コスタリカについては代替法廷として存在しえない、ホンデュラスについては代替法廷が存在しえずかつ司法組織が不備であり、フィリッピンについては代替法廷が存在しえずかつ司法組織が腐敗し非効率であるとし、被告のフォーラム・ノン・コンヴィニエンスによる申し立てを却下したのである。

## (2) イギリスの裁判所の判断基準

イギリスでは、*Spiliada Maritime Corporation v. Cansulex Ltd*, [1987] AC 460 において貴族院 (House of Lords) がフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの基本的原則を確立した。他の法廷が適切な法廷であるという理由でイギリス法廷での手続き中止を申し立てる被告は、まず、イギリスが当該訴訟にとって自然なまたは適切な法廷ではないことのみならず、イギリス法廷よりも明白にもっと適切な法廷があることを証明することが要求される。より適切な他の法廷があるかどうかを考慮するに際し、裁判所は、例えば、便宜さ、費用、証人、準拠法や当事者の住所や営業所等、当該訴訟が最も実質的な連結を有する法廷を探求する。次いで、裁判所がより適切な他の法廷がないと判断した場合、被告の中止の申し立てを通常却下することになる。裁判所が一応より適切である他の法廷があると判断した場合は、例えば、外国法廷においては正義を得ることができないであろうというような、中止に不利に影響する環境がなければ、中止を通常認めることになる<sup>(14)</sup>。

このようなイギリスの裁判所の判断基準の内容がどのように変わりつつあるのか、最近の裁判例を検討する。

### (a) *Connelly v. RTZ Corporation Plc and another*, [1998] AC 854

原告 Edward Connelly は、イギリスの親会社 RTZ Corporation Plc (RTZ) のナンビア子会社 Rossing Uranium Ltd (RUL) によって操業されていたナンビ

アのウラン鉱山で1977年から1982年まで4年間働いた後、1983年イギリスに帰国したが、その3年後の1986年には喉頭がんが見つかり、それ以来喉にチューブを通して呼吸している。原告は、1994年、がんが鉱山でシリカウランとその放射線崩壊物質を吸い込んだ結果である、つまり合理的な安全作業システムを提供しなかったネグリジェンスに対する損害賠償を求めてロンドンの高等法院 (High Court) にRTZを提訴した。原告は、RTZが健康・安全と環境に関するRULのポリシーを作成またはポリシーの内容をRULに助言した、そしてRTZの従業員が監督者としてそのポリシーを実行し、鉱山における健康・安全と環境を監督したと主張した<sup>(15)</sup>。

RTZはナンビアが適切な法廷であるとして手続きの中止を申し立てた。高等法院は、イギリスでは法律扶助 (legal aid) が受けられるが、ナンビアではそのような制度はないという、金のない原告の主張にもかかわらず、RTZのフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの主張を容れ、控訴裁判所もこれを支持した。

貴族院は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスについて、被告はイギリスの法廷よりも明白により適切な法廷があること、当該訴訟が他の法廷と最も現実かつ実質的な連結を有していることを証明しなければならない、そしてイギリスの裁判所がそれを認めたとしても、正義は手続きの中止を許すべきではないと要求していることを原告が証明することによって、裁判所は中止を拒絶することができることと述べつつ、高等法院および控訴裁判所の判断を退けて次のように判示したのである。

代替法廷における法律扶助がないということそれだけではフォーラム・ノン・コンヴィニエンスを根拠とする手続き中止の拒絶を正当化するには不十分であるが、本ケースのような複雑な性格の場合には財政的な援助なしには訴訟を維持できない二つの理由がある。原告は、一つには専門的な法的援助なくして、もう一つには専門の科学的証人なくしては訴訟を進行できない。ナンビアにお



いてこれらが不可能なことは争いがない。本ケースは法律家および科学専門家による高度に専門的な代理人を必要とし、「実質的正義 (substantial justice)」を実現することが求められているが、ナンビアではこのような代理人を期待することはできない。ナンビア法廷は、すべての当事者の利益および正義の目的のためにより適切に審理できるような法廷ではない。

(b) *Sithole and others v. Thor Chemicals Holdings Ltd*, The Times 15 February 1999,  
Court of Appeal <sup>(16)</sup>

南アフリカに居住する原告3人は、イギリスの親会社 Thor Chemicals Holdings Ltd (TCH) の南アフリカの100%子会社 Thor Chemicals (SA) (Proprietary) Ltd (Thor SA) によって操業されていた工場で働いていた1982年以来、水銀、水銀蒸気および水銀化合物に晒され、それらを吸入したことによる身体的・精神的損害の賠償を求めて、1994年、TCH および TCH の会長・マネージング・ダイレクター (managing director) である Desmond Cowley に対してロンドンの高等法院に訴えを提起した。1987年頃、TCH は Health and Safety Executive との継続したトラブルを避けるために水銀事業をイギリスから南アフリカへ移し、南アフリカにおける操業をコントロールした、そして Cowley は TCH の唯一の取締役であり、常に TCH およびその完全子会社の経営をコントロールする個人であったと原告は主張した。

被告は、南アフリカで訴訟を行うべきという根拠で手続きを中止するよう申し立てた。高等法院は、南アフリカが訴訟手続きのためのより適切な法廷であることを被告は明確に証明しなかったとして、被告の申し立てを却下した。

一方で別の17人の原告は、1996年、同様の訴訟を被告に対して提起し、被告は手続きの中止を申し立てたが、その後この申し立てを放棄した。この第二の訴訟は、上記第一の訴訟と併合されたが、1997年、被告は1.3百万ポンド支払うことで原告と和解するに至った。

第三の訴訟として、21人の原告は、1998年、同様の訴えを被告に対して提起した。被告による手続き中止の申し立てに対して、控訴裁判所は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスについて、南アフリカが明白により適切な法廷であることの立証責任は被告にあるが、被告はこの立証責任を果さなかったと説明する高等法院の判断を支持した。

貴族院は、1997年にTCHが新しいグループTato Holdings Limited (Tato)を設立してThor SAを含むすべての子会社11社をTatoの間接子会社に転換した企業分割(demerger)が、将来の損害賠償請求者の手が届かないところにTCHの資産を移す目的であったとの疑いを引き起こすものであり、そして被告は訴訟手続上の義務の重大な違反を犯しており、誠実に防衛しようとしているのか実際に疑わしいと判断した。被告に対して、防衛行為を続ける条件として400,000ポンドを裁判所に支払うこと、そして当該企業分割に関して情報を開示することを命じたのである。

(c) *Lubbe and others v. Cape Plc*, [2000] 4 All ER 268 <sup>(17)</sup>

南アフリカに居住する南アフリカ人の原告達は、南アフリカで被告による雇用の過程で生じた、あるいは汚染地域に居住した結果、1979年までアスベストと関連製品に晒されたことによる人的損害または死亡の賠償を求めて、1997年に被告Cape Asbestos Company Ltd (Cape)をロンドンの高等法院に提訴した。Capeは1893年にイギリスで設立、主としてアスベストの採掘、加工、関連製品の販売を業としていた。Capeは、1948年まで青色アスベストの鉱山を操業したが、1925年茶色アスベストの鉱山と工場をもつEgnek Ltd and Amosa Ltd (Egnek & Amosa)を買収し、1948年には青色アスベスト鉱山を分離して新会社Cape Bleu Mines (Pty) Ltd (Cape Bleu Mines)を設立したが、この会社の株式とEgnek & Amosaの株式は、新しく設立した南アフリカ持株会社Cape Asbestos South Africa (Pty) Ltd (CASAP)によって保有された。CASAPのすべて

の株式は Cape によって保有されていた。1979 年 CASAP は、Cape Bleu Mines と Egnep & Amosa の株式を無関係の第三者に売却したが、Cape は 1989 年まで南アフリカの会社に権益を保有し続けた。その後 Cape は南アフリカに権益はなく、訴訟時点で南アフリカに何らの資産も有していない。

原告達の請求は、親会社として、アスベストに晒されたことが健康に重大な損害を与えたことを知りつつも、適切な作業条件が実施されるような適切な手段および企業グループ全体で遵守すべき適切な安全策をとらなかった被告 Cape に対して向けられており、被告は子会社のために働く人々または子会社の操業地域に住む人びとに対して負うべき注意義務 (duty of care) に違反し、その結果原告達は人的損害と損失を被ったと主張した<sup>(18)</sup>。

Lubbe および他の 4 人の原告による最初の訴えは 1997 年になされたが、被告はフォーラム・ノン・コンヴィニエンスを理由として手続きの中止を申し立て、高等法院は、すべてが南アフリカを当該訴訟の自然な法廷であると示しているとして、被告の主張を認容した。1998 年原告の控訴に対して、被告は南アフリカが明白により適切な法廷であることを証明しなかったと控訴裁判所は判断を下し、被告の主張を拒否した。

一方、1998 年末にはそれまでに提起されたすべての訴訟は 1 つのグループに併合され、高等法院は、1999 年、南アフリカが明白に当該グループ訴訟のためのより適切な法廷であるとの判断を下した。控訴裁判所は、南アフリカをより適切な法廷であると示す要素が圧倒的であるとして原告による控訴を却下した。

このような経緯の後、貴族院への上告により貴族院の最終判断が求められるに至り、貴族院は次のような判断を下したのである。裁判所が、第一段階として一応当該訴訟のためにより適切な他の法廷があると結論を下すならば、手続きの中止を認めるのが通常である。ただし、原告が、それにもかかわらず手続きの中止が許されるべきではないと正義が要求するような環境があることを証

明できるならばその限りではない。この第二段階において裁判所は、手続きを外国またはイギリスの法廷と連結する要素についてのみならず、原告が外国の管轄において正義を得ることができるかどうかについて注意を集中する。もっとも、原告が手続的利益、イギリスで訴えればより高額の損害賠償額や出訴期限の緩和なルールを享受できることを証明することによって、原告がその立証責任を果たしたことは通常ならない。手続きの中止が拒絶されるのは、実質的正義が外国法廷では実現されないことを原告が証明できる場合のみである。

当該訴訟手続きは、グループベースで、効率的に、コスト効果的にかつ迅速に取り扱うことによるのみ可能である。原告が被告の親会社としての義務に関する主張に成功したならば、被告の不法行為による身体傷害の問題を調査し特定しなければならないが、これは困難な仕事であって、専門的な法律家の監督の下でのみ遂行することができる。医学的・産業的問題について高い水準の専門家の助言や証拠が要求される。これらに必要な資金の手当ては南アフリカではできそうもなく、またこの分野に知識を有する南アフリカの法律事務所のいずれもこの訴訟手続きを成功報酬ベースで追行する手段を有せず、またはそのようなリスクを引き受けるものはいない。南アフリカにおいてグループ訴訟を取り扱う訴訟手続きの欠如は、資金手当てに関する原告の懸念を強めるものである。イギリス法廷における手続き中止は、原告による損害賠償請求の公正な処理にとって必須である専門的な代理人と証拠を得る手段を原告から奪う結果をもたらす、正義の否定となるに至る。したがって、イギリスにおける手続きの中止を認容することはできない。

本ケースの貴族院の判断は、RTZ ケースにおける「実質的正義」へのデュープロセスを発展させるものと評価できる。ホスト国においてより適切な法廷が存在する場合でも、当該外国法廷は実質的正義を達成しうるような訴訟環境を提供できないことが証明されるならば、イギリス系の親会社は今や、その子会社または関係会社の行為に対してイギリス法廷に提訴されうるのである<sup>(19)</sup>。

一方、Owusu v. Jackson, Case C-281/02, [2005] 2 WLR 942 において、欧州裁判所は、イギリス控訴裁判所の付託を受けて、イギリスの裁判所におけるフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理の適用が民商事事件における管轄および判決の執行に関する 1968 年ブラッセル協定 (Brussels Convention of 27 September 1968 on Jurisdiction and the Judgments in Civil and Commercial Matters) 2 条と適合するかどうかについて、次のような判断を下した。

ブラッセル協定 2 条によれば、締約国に住所を有する人は、国籍のいかんにかかわらず、当該締約国において訴えられる。本条は強行的性格のものであって、本協定に別途規定された場合を除き本協定が定める原則を損なうことはありえない。本条は、非締約国の裁判所が当該訴訟のためにより適切な法廷であるという理由で、締約国の裁判所が本協定 2 条により付与された管轄の行使を拒否することを排除している。フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理に基づく何らの例外も本協定の起草者によって与えられていない。この法理の適用は、本協定が定める管轄のルールの子測可能性を損ない、本協定の基盤である法的確実性の原則を損なうことになる。さらに、限られた締約国でこの法理を認めることは、本協定の管轄ルールの統一的適用および EU において確立された人の法的保護に影響を与える。

したがって、欧州裁判所の判断は、イギリス法におけるフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理適用の終息を意味し、イギリスの親会社に対してイギリス法廷に訴訟を提起する外国被害者にとって大きな障害を取り除くことになる<sup>(20)</sup>。

#### 4 フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理における実質的正義

##### (1) 比較衡量テストと外国被害者の救済

アメリカ系グローバル企業を含むグローバル企業は、フォーラム・ノン・コ

ンヴィニエンス法理から利益を得ている被告の大きなグループを構成しているといわれる。グローバル企業は、外国で生じた傷害に対する外国の原告によって提起された訴訟の被告であることがしばしばであり、これらの請求に対してアメリカの裁判所において防御することを避けるためにこの法理を申し立てることが多い。被告企業は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスによる却下によって早い段階で事件の進展を阻止することができる。

このようなフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理の適用は、グローバル企業が引き起こす重大な害に対して責任を回避することを許し、訴え却下による決定的な結果として外国の法廷における限られた救済しか外国の原告に残さないことになる。つまり、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスは、グローバル企業をその責任から不当に保護することを可能にする。

フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理が形式化に対して真に抵抗し、正義の実現に役立つように現実を見守るのであれば、裁判所は、グローバル企業を訴える外国の原告が直面する現実を考慮すべきであると批判される<sup>(21)</sup>。その現実の一つは、法的・实际的な障害により外国の原告が自国での損害回復を妨げられているということである。外国の原告は、次のような多くの理由から自国の代替法廷で訴訟を迫行することができない可能性がある。①代替法廷の特別な専門的要求や弁護士の時間的制約から、原告はアメリカの弁護士を雇用する機会を失うかもしれない。②多くの国は弁護士の成功報酬制を認めていない。③多くの原告は弁護士を雇用する金銭的余裕がない。④手続法における差異により、原告が代替法廷で再び訴訟を提起することができない場合がある。例えば、外国の出訴期限はアメリカにおけるフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの審理の間に満了するかもしれない。⑤外国の法廷は、アメリカにおけるような自由なディスカバリーのルールを提供しないかもしれない<sup>(22)</sup>。⑥政治的な圧力が、とくに被告企業がその外国で大きな経済的な力をもっているときには、原告や裁判所のシステムに影響を及ぼすことがありうる。

アメリカは、アメリカ系グローバル企業が引き起こした人的傷害や環境上の不法行為の主たる効果が海外にある場合であっても、これらの傷害に対する責任を逃れることを許さないことに重大な政策を有するともいわれる。アメリカは、すべての人が奪うことのできない権利を有するという信念を引き受けた国家であることを誇りにしており、そして国家として、アメリカは外国政府による人権侵害を非難する。アメリカ系グローバル企業の活動が外国市民の生命や自由を傷つける場合には、アメリカはこれらの企業がそのような侵害に対して責任を負うよう確保することに強い関心を有するのである<sup>(23)</sup>。

したがって、アメリカの裁判所は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスの判断に際してはこのような国家としての政策を尊重すべきであるといえることができる。しかも、現代の交通・通信における技術的發展は、この法理が1947年に採用された時よりも今日ではいかなる法廷をもより便宜にしているのであり、便宜性の判断に影響するものと考えられる<sup>(24)</sup>。このような情報技術革新から、個々の被告が、被告の自国法廷で不便宜さが生じると主張しても、実際的な不便宜さに直面する可能性はなくなってきている。

## (2) 便宜さと実質的正義

このようなアメリカおよびイギリスにおける最近の判例にみられる事例から、被告親会社のフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの主張は実質的正義の観点から退けられており、原告被害者の主張どおりに被告親会社の本国の住所地ないし居住地の法廷が選択されている。比較衡量において便宜さを構成する諸利益のみが対象となるのではなく、原告被害者の救済という実質的正義が行われるか否かが重要な判断基準になっている。

さらに、Cape ケースにおける貴族院の判決において、子会社の運営に対するコントロールと知識に親会社による実質的な関与がある場合には、ネグリジェンスの一般原則が適用されるべきではないという理由はなく、特定の状況

ではそのような注意義務が存在すべきであるということが指摘されている<sup>(25)</sup>。すなわち、子会社の不法行為に対する親会社の直接責任が問われているのである。海外の子会社または関係会社の行為に対する親会社の注意義務の存在について、本ケースがイギリスの裁判所の判断に至った最初の注目すべき事件であり、このような視点からの親会社責任の問題を裁判所が今後どのように扱うのか留意する必要がある。

海外子会社の不法行為に対する親会社の直接責任の問題は本稿の対象外の課題であるが、親会社が子会社の事業活動に対してコントロールを及ぼしたことが認定され、さらに被害者救済の観点から子会社の不法行為について親会社に対する直接責任の追及が容認される傾向が見受けられる。

#### 注

- (1) Jacqueline Duval-Major, Note, One-Way Ticket Home: The Federal Doctrine of Forum Non Conveniens and The International Plaintiff, *Cornell L. R. Vol. 77, No3*, at 650.
- (2) *Id.* at 652.
- (3) *Id.* at 655.
- (4) 28 U.S.C. s.1404 (a) (1990).
- (5) 連邦地裁は、スコットランド法が不法行為訴訟における厳格責任を認めず、死亡者の親類によって提起された不法死亡訴訟 (wrongful death action) のみを認めているということを認識した後、このような結論に達した。
- (6) Duval-Major, *supra* note 1, at 658.
- (7) Daniel J. Dorward, The Forum Non Conveniens Doctrine and The Judicial Protection of Multinational Corporations from Forum Shopping, *U. Pa. J. Int'l Econ. L. Vol. 19:1* (1998), at 161.
- (8) *Id.* at 151.
- (9) *Id.* at 152-154.
- (10) *Id.* at 158.
- (11) *Id.* at 166-167.
- (12) *Id.* at 168.
- (13) *Sequihua v. Texaco, Inc.*, 847 F. Supp. 61 (1994).



とりわけ原告は、本ケースが外国人不法行為法 (Alien Tort Act, 28 U.S.C. § 1350) に基づく賠償請求を含んでおり、本ケースを却下することは、法違反に対してアメリカ国内企業を訴える外国人のために外国の法廷を提供しようとする議会の意図を打ち砕くことになることと主張する。

- (14) Jennifer A. Zerk, *Multinationals and Corporate Social Responsibility* (Cambridge University Press 2006), at 124-125.
- (15) 当該監督者の一部がRTZのイギリス子会社RTZ Overseas Services Ltdに移籍されていたことが判明したので、その後原告はこの子会社を被告に追加した。
- (16) 28 September 2000, Court of Appeal 参照。
- (17) Lubbe and others v. Cape Plc; Afrika and others v. Same, 29 November 1999, Court of Appeal, [2000] 1 Lloyd's Rep 139 参照。

南アフリカにおけるアスベストの採掘は世界中に、鉱山や工場の労働者、アスベストの運搬に従事した人々、本船に積み荷・積み下ろしをした港湾労働者、本船の船員、南アフリカ、イギリスおよびアメリカの工場の労働者とその近辺に住んでいた人々に対して一連の被害を引き起こした。アメリカやイギリスの犠牲者は損害を賠償されたが、南アフリカの犠牲者は放置された状況下に生じたのが本件訴訟である。

Richard Meeran, Liability of Multinational Corporations: A Critical Stage in the UK, Menno T. Kamminga & Saman Zia-Zarifi ed., *Liability of Multinational Corporations under International Law* (Kluwer Law International, 2000), at 258-260 参照。

- (18) つまり、原告達の主張は、原告達の使用人としての被告、原告達が働いていた工場の占有者としての被告、あるいは原告達が住んでいた地域における直接の汚染源としての被告に向けられたものではなかったのである。
- (19) Perter Muchlinski, The Company Law Review and Multinational Corporate Groups, John de Lacy ed., *The Reform of United Kingdom Company Law* (Cavendish Publishing, 2002), at 266.

このような親会社の注意義務の考え方は、有限責任が何層もの企業グループを責任から遮断する手段として用いられたことはなかったこと、大規模不法行為のケースにおいては全グループの資産が損害賠償請求に応じるに十分な資金を確保するために必要であること、そして多国籍企業を含む企業が社会的責任を果すべきだという公共政策の高まる期待がある、というところにその根拠があるとされる。

この見解は親会社の責任を拡大するのに説得的ではあるが法的な論理の飛躍があり、かかる親会社の注意義務が法的に認知される根拠がさらに明らかにされる必要があると考えられる。

- (20) Zerk, *supra* note 14, at 126.
- (21) Duval-Major, *supra* note 1, at 671.
- (22) 被告が外国の出訴期限、管轄権や制限的なディスカバリーのルールのような手続的禁止を申し立てることを放棄することを条件に、今や多くの裁判所はフォーラム・ノン・コンヴィニエンスによる却下を下しているが、これだけでは原告が自国で正義を得ることを確保するには十分ではないとされる。
- (23) Duval-Major, *supra* note 1, at 675.
- (24) *Id.* at 651.
- (25) Meeran, *supra* note 17, at 261.